

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成20年4月24日(2008.4.24)

【公開番号】特開2006-294318(P2006-294318A)

【公開日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【年通号数】公開・登録公報2006-042

【出願番号】特願2005-110562(P2005-110562)

【国際特許分類】

H 01 J 31/12 (2006.01)

H 01 J 29/87 (2006.01)

【F I】

H 01 J 31/12 C

H 01 J 29/87

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月11日(2008.3.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の電子放出領域が設けられたカソードパネルと、蛍光体層及びアノード電極が設けられたアノードパネルとが、それらの周縁部で接合されて成る平面型表示装置であって、

平面型表示装置の表示領域に対応するカソードパネルの有効領域には、前記電子放出領域が、X軸方向-Y軸方向の2次元マトリックス状に配列されており、

平面型表示装置の表示領域におけるカソードパネルとアノードパネルとの間には、複数の板状のスペーサが、X軸方向をスペーサの長手方向とし、スペーサの長手方向と直交するY軸方向に間隔を開けて、配置されており、

カソードパネルの有効領域におけるX軸方向に沿う端部と、該端部に隣接するスペーサとの間に、X軸方向に沿って配列されている電子放出領域の列の数をN_eとし、隣接するスペーサ間に、X軸方向に沿って配列されている電子放出領域の列の数をN_iとするととき、N_eとN_iが等しい平面型表示装置。

【請求項2】

平面型表示装置の表示領域以外の領域におけるカソードパネルとアノードパネルとの間に、板状の第2のスペーサが配置されている請求項1に記載の平面型表示装置。

【請求項3】

複数の電子放出領域が設けられたカソードパネルと、蛍光体層及びアノード電極が設けられたアノードパネルとが、それらの周縁部で接合されて成る平面型表示装置であって、

平面型表示装置の表示領域に対応するカソードパネルの有効領域には、前記電子放出領域が、X軸方向-Y軸方向の2次元マトリックス状に配列されており、

平面型表示装置の表示領域におけるカソードパネルとアノードパネルとの間には、複数の板状のスペーサが、X軸方向をスペーサの長手方向とし、スペーサの長手方向と直交するY軸方向に間隔を開けて、配置されていると共に、カソードパネルの有効領域におけるX軸方向に沿う端部に該板状のスペーサが配置されており、

全ての隣接するスペーサ間において、X軸方向に沿って配列されている電子放出領域の列の数が等しい平面型表示装置。

【請求項4】

平面型表示装置の表示領域以外の領域におけるカソードパネルとアノードパネルとの間に、板状の第2のスペーサが配置されている請求項3に記載の平面型表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

現在主流の陰極線管（CRT）に代わる画像表示装置として、平面型（フラットパネル形式）の表示装置が種々検討されている。このような平面型の表示装置として、液晶表示装置（LCD）、エレクトロルミネッセンス表示装置（ELD）、プラズマ表示装置（PDP）を例示することができる。また、電子放出素子を組み込んだ平面型表示装置の開発も進められている。ここで、電子放出素子として、冷陰極電界電子放出素子、金属／絶縁膜／金属型素子（МИМ素子とも呼ばれる）、表面伝導型電子放出素子が知られており、これらの冷陰極電子源から構成された電子放出素子を組み込んだ平面型表示装置は、高解像度、高輝度のカラー表示、及び、低消費電力の観点から注目を集めている。